

奈良県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月三日

奈良県人事委員会委員長 岩 本 平

#### 奈良県人事委員会規則第七号

奈良県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和二十六年七月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条任用審査課の項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 退職手当の支給制限等の処分に係る諮問に関すること。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。